

○広報さいかい広告掲載取扱要領

平成19年1月31日西海市告示第4号

改正

平成19年3月30日告示第18号

平成22年3月30日告示第21号

平成26年3月31日告示第25号

平成28年3月31日告示第28号

平成28年9月20日告示第55号

広報さいかい広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この告示は、西海市（以下「市」という。）が発行する広報さいかいに掲載する広告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の基本原則)

第2条 広報さいかいに掲載する広告について、市が発行する広報紙という公共性に鑑み、その品位、信頼を損なうおそれのないもので、かつ、市民に不利益を与えないものとするため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規と社会秩序を守るものであること。

(広告掲載の範囲)

第3条 広報さいかいの広告については、前条の基本原則に基づき次に掲げるものは掲載しない。

- (1) 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業及びこれに類するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) ギャンブルにかかるともの
- (6) 通信販売及び訪問販売に類するもの

(7) 公序良俗に反するもの

(8) その他広報さいかいに掲載する広告として適当でないものと市長が判断したもの

(広告掲載の位置)

第4条 広告掲載の位置は、広報さいかいの紙面のうち、市が指定した位置とする。

(広告の掲載上限)

第5条 1月における広告掲載枠は、1広告主につき1枠を上限とする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第6条 広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

区分	規格	広告掲載料
1枠	たて45mm×よこ178mm	月額 1万円
半枠	たて45mm×よこ88mm	月額 5千円

(広告掲載の募集方法)

第7条 市長は、広報紙への広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、広報さいかい又は市ホームページにより募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 申込者は、広報さいかい広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込締切は、各月広報紙発行日の40日前とする。

3 同一申込者が申し込める広告は、広報発行1回につき1件限りとする。

4 市長は、第1項の申込みがあったときは、第9条に規定する広報さいかい広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を経て、掲載広告の適否を決定し、広報さいかい広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広報さいかい広告否掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

5 前項の場合において、広告掲載が適当と認められる申込みが広告掲載数を

超えるときは、審査委員会での審査を経て、市長が掲載する広告を決定するものとする。

- 6 第4項により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

（広報さいかい広告掲載審査委員会）

第9条 第8条第4項又は第5項の審査を行うため、広報さいかい広告掲載審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、各月の申込締切後、速やかに開催する。
- 3 審査委員会は、副市長、さいかい力創造部長、政策企画課長及び政策企画課秘書広報班長をもって組織する。
- 4 審査委員会には、委員長1人を置き、副市長が委員長の職務を行う。
- 5 審査委員会の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに第6条の広告掲載料を納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

（広告内容の変更）

第11条 市長は広告の内容及びデザイン等がこの告示に抵触していると認める場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 前条の規定により市長が求めた広告内容の変更に広告主が従わないとき。
- (4) 広告主又は広告内容が不相当と後日判明した場合

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申

し出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を全額返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任)

第15条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証しなければならない。

- 3 第三者から広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第18号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日告示第21号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第28号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月20日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

広報さいかい広告掲載申込書

令和 年 月 日

西海市長 様

住 所.....

名 称.....

代表者職名.....

代表者氏名.....<sup>Ⓜ</sup>

広報さいかい広告掲載取扱要領第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

掲載する広告の内容	
広告の原稿	別添のとおり
広告の掲載期間	令和 年 月号
広告の規格	1 1 枠 (たて45mm×よこ178mm) 2 半枠 (たて45mm×よこ88mm)
広告掲載料	円
広告掲載料の支払方法	1 一括前納
連絡先	担当者名
	電話番号
	F A X
	e - m a i l
備考	

広報さいかい広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

西海市長 ㊟

令和 年 月 日付けで申込みのあった広報さいかいの広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

台 帳 番 号	
広告の掲載期間	令和 年 月号
広 告 の 規 格	1 1 枠 (たて45mm×よこ178mm) 2 半枠 (たて45mm×よこ88mm)
広 告 掲 載 料	円
広 告 掲 載 料 の 納 付 方 法	支払い期限までに同封の納入通知書によりお支払いください。
広 告 の 原 稿	西海市政策企画課秘書広報班へ提出してください。
備 考	

西海市政策企画課秘書広報班 担当：

電話番号

F A X

e-mail

広報さいかい広告否掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

西海市長

Ⓜ

令和 年 月 日付けで申込みのあった広報さいかいの広告掲載について、次のとおり否掲載を決定しましたので、通知します。

記

1 否掲載の理由